

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案

要綱

第一 特定損害保険契約の保険金額の下限を、十三億九千万円に改めるものとする。 (第一条関係)

第二 特定賠償義務履行担保契約の担保上限金額の算定の基礎となる金額を、一兆二千二百三十五億千二百

四十五万九千円に改めるものとする。 (第二条関係)

第三 特定保険者交付金交付契約の納付金の金額を、二千万円に改めるものとする。 (第三条関係)

第四 この政令は、令和六年四月一日から施行するものとする。 (附則関係)